

第135号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

第137号議案 長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 9

原 爆 被 爆 対 策 部
令 和 7 年 9 月

1 条例施行規則で制定するもの

附属設備の利用料金と減免については、条例施行規則に規定する。

(1) 長崎原爆資料館

ア 展示室の附属設備の利用料金

区 分	単 位	現 行	改正案
展示室案内レシーバー	1回につき	157円	160円

イ ホールの附属設備の利用料金

区 分		単 位	現 行	改正案
照明 器具	スポットライト（0.5キロワット）	1台	314円	320円
	ボーダーライト	一式	859円	860円
	調光操作装置	一式	4,316円	4,310円
コンセント		1口	209円	廃 止 (ホール利用料に含む)
音響 器具	音響拡声装置（アンプ）	一式	3,876円	3,870円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	3,551円	廃 止 (耐用年数を超過し、かつ 利用実績がないため)
	カセットテープレコーダー	1台	1,288円	1,280円
	オーディオレコーダー	1台	1,042円	1,040円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	964円	1,120円

1 条例施行規則で制定するもの

区 分		単 位	現 行	改正案
音響 器具	ワイヤレスアンプ（マイクを含む。）	1チャンネル	2,587円	2,580円
	ダイナミックマイク	1本	387円	490円
	マイクスタンド	1本	104円	100円
舞台 器具	演壇	一式	754円	750円
	司会台	1台	314円	300円
	映写幕	1枚	1,288円	1,210円
映写 器具	プロジェクター	1台	2,810円	3,770円
	16ミリフィルムTVコンバータ	1台	2,095円	廃 止 (耐用年数を超過し、かつ 利用実績がないため)
	ビデオデッキ	1台	2,587円	2,580円
	ブルーレイ・DVDプレーヤー	1台	1,160円	1,160円
同時 通訳	装置	一式	60,761円	60,760円
	レシーバー	1台	419円	590円
椅子		1脚	31円	30円
長机		1脚	125円	100円
冷暖房設備		1時間につき	2,158円	廃 止 (ホール利用料に含む)

1 条例施行規則で制定するもの

ウ 減 免（展示室）

（ア）方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者1名（「障害者等」という）が観覧するとき	減免率100%	減免率100%
本市以外に住所を有する障害者等が観覧するとき	減免率100%	減免率50%
本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）及び幼稚園、保育所又は認定こども園がその目的達成のための行事で観覧するときの引率者	減免率100%	減免率100%
健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者	減免率100%	廃 止
市長が発行した老人福祉カードを所持する者	減免率100%	廃 止

（イ）方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証又は第二種健康診断特例区域医療受給者証のいずれかを所持する者	減免率100%	減免率100%	次代への被爆継承活動につながるよう、被爆者や被爆体験者が観覧しやすい環境を整えるため。
8月9日に入館する者	減免率100%	減免率100%	「ながさき平和の日」である8月9日に平和意識の高揚を図るため。
本市が受け入れる要人等が観覧するとき	減免率100%	減免率100%	要人等に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。
本市が実施する平和事業又は被爆者援護事業で利用するとき	減免率100%	減免率100%	平和発信及び被爆継承に寄与するため。
長崎平和ガイド及び平和案内人が観光客等の案内で利用するとき	減免率100%	減免率100%	被爆の実相の理解促進に寄与するため。

1 条例施行規則で制定するもの

項 目	現 行	改正案	考え方
長崎市観光大使が観光大使の活動で利用するとき	減免率100%	減免率100%	観光大使に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者）※長崎大学・長崎総合科学大学・活水女子大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・長崎外国語大学・長崎県立大学シーボルト校・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	減免率100%	減免率100%	留学生に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券記載額	割引券記載額	指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、サービス向上等による集客に寄与するため。
県内に所在する学校教育法第1条に規定する学校（高等学校、大学及び高等専門学校を除く。）の児童若しくは生徒で、学校行事として入館する者（その引率者を含む。）又は土曜日、日曜日及び祝日に入館する者	減免率100%	廃 止	高校生以下は無料とするため。
学校教育法第81条に規定する特別支援学級の児童又は生徒	減免率100%	廃 止	
生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている被保護者及びその被保護者と同一の世帯に属する者	減免率100%	廃 止	高校生以下は無料とし、その保護者については受益者負担の原則のため。

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額

1 条例施行規則で制定するもの

エ 減 免 (ホ-ル)

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する学校が主催する行事に利用するとき	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために行う行事に利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としないで行う催し物に利用するとき	減免率40%	減免率50%

(イ) 方針に基づく施策推進用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する平和事業又は被爆者援護事業に利用するとき	減免率100%	減免率100%	平和発信及び被爆継承に寄与するため。
学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が行う被爆体験講話聴講会に利用するとき	減免率100%	減免率100%	次代を担う若者が、被爆の実相をより学びやすい環境を整えるため。
(公財)長崎平和推進協会が主催する平和事業に利用するとき	減免率100%	減免率100%	市と両輪となって平和事業を実施する団体であり、平和発信及び被爆継承に寄与するため。
(公財)長崎平和推進協会が共催する平和事業に利用するとき	減免率40%	減免率50%	
市外に所在する学校が行う平和教育学習に利用するとき	減免率70%	廃 止	「学校教育法第1条に規定する学校が行う被爆体験講話聴講会」へ包含するため。

1 条例施行規則で制定するもの

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額

オ 減 免（駐車場）

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
国又は地方公共団体の職員が長崎原爆資料館、長崎市平和会館、長崎市歴史民俗資料館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館において公務を行うために駐車させたとき	減免率100%	減免率100%
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を所持する者が乗車する自動車を駐車させたとき	最初の2時間まで 減免率50%	最初の2時間まで 減免率50%
本市の事業を実施するために使用する自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%	緊急措置へ対応するため。
長崎原爆資料館、長崎市平和会館、長崎市歴史民俗資料館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理上必要な業務を行うために使用する自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%	公共施設の適正管理及び利用環境の維持を目的とした施設の点検・調査や修繕費見積りのための調査などの業務に使用するものであるため。
(公財)長崎平和推進協会又は国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の平和事業を実施するために使用する自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%	(公財)長崎平和推進協会及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館は市と両輪となって平和事業を実施する団体・施設であり、平和発信及び被爆継承に寄与するため。

1 条例施行規則で制定するもの

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額

(2) 長崎市永井隆記念館

ア 減 免（展示室）

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者1名（「障害者等」という）が観覧するとき	減免率100%	減免率100%
本市以外に住所を有する障害者等が観覧するとき	減免率50%	減免率50%
本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）及び幼稚園、保育所又は認定こども園がその目的達成のための行事で観覧するときの引率者	減免率100%	減免率100%
市長が発行した老人福祉カードを所持する者	減免率100%	廃 止

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証又は第二種健康診断特例区域医療受給者証のいずれかを所持する者	減免率100%	減免率100%	次代への被爆継承活動につながるよう、被爆者や被爆体験者が観覧しやすい環境を整えるため。
8月9日に入館する者	減免率100%	減免率100%	「ながさき平和の日」である8月9日に平和意識の高揚を図るため。
本市が受け入れる要人等が観覧するとき	減免率100%	減免率100%	要人等に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。

1 条例施行規則で制定するもの

項 目	現 行	改正案	考え方
本市が実施する平和事業又は被爆者援護事業で利用するとき	減免率100%	減免率100%	平和発信及び被爆継承に寄与するため。
長崎平和ガイド及び平和案内人が観光客等の案内で利用するとき	減免率100%	減免率100%	被爆の実相の理解促進に寄与するため。
長崎市観光大使が観光大使の活動で利用するとき	減免率100%	減免率100%	観光大使に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者）※長崎大学・長崎総合科学大学・活水女子大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・長崎外国語大学・長崎県立大学シーボルト校・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	減免率100%	減免率100%	留学生に観覧いただき、被爆の実相の理解促進を図ることで、広く国内外への平和発信に寄与するため。
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券記載額	割引券記載額	指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、サービス向上等による集客に寄与するため。

（ウ） その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額